

(証券コード9381)
2023年5月2日
(電子提供措置の開始日2023年5月1日)

株 主 各 位

大阪府中央区本町二丁目1番6号
株式会社 エーアイテイー
代表取締役社長 矢 倉 英 一

第36回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第36回 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.ait-jp.com/ir/general_meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当日のご出席はなるべくお控えいただきたくお願い申しあげます。つきましては、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年5月22日(月曜日)午後5時までに、書面又はインターネットで議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月23日(火曜日) 午前10時 受付開始：午前9時15分
2. 場 所 大阪府中央区安土町二丁目3-13
大阪国際ビルディング17階 1705号室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- [報告事項]
1. 第36期(2022年3月1日から2023年2月28日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期(2022年3月1日から2023年2月28日まで)計算書類の内容報告の件

[決議事項]

- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第4号議案 | 資本準備金の額の減少及び資本金の額の増加の件 |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2023年5月22日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した交付書面をお送りしております。但し、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、交付書面には記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面・インターネット等により事前に議決権を行使していただき、当日のご来場はなるべくお控えくださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会におけるお土産の配布はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2023年5月22日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- （1）議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。
- （2）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱ってください。
- （3）パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- （1）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する接続料金等は、株主様のご負担となります。
- （2）株主様のインターネット利用環境、スマートフォン又は携帯電話の機種等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合がございます。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕 0120-975-960
〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

事業報告

(自 2022年3月1日)
至 2023年2月28日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中でも経済社会活動が徐々に正常化し、景気も緩やかに持ち直しの動きがみられました。しかしながら、国際情勢の悪化や円安の進行等により原材料やエネルギー価格は高騰し、物価上昇が続く中で、回復傾向にあった個人消費は節約志向が強まっており、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループを取り巻く環境としても、昨年4月及び5月の2カ月間は、上海でのロックダウンにより一時的にサプライチェーンに混乱が生じ、物流機能が低下する等の難しい一面もありましたが、安定的に国際貨物の輸送が行えるよう尽力してまいりました。

また、当社グループの主軸となる海上輸送では、当連結会計年度において、北米や東南アジア航路で運賃水準が下落し、さらに取扱量の多い中国航路でも2022年の秋口頃から一部航路で下落傾向にあります。しかしながら、未だコロナ前の運賃水準よりも高く、また円安が続く中で多くの荷主は物流コストが重荷となっています。国際物流の提案型営業を行う当社グループは、この状況を収益拡大に向けての大きな好機と捉え、新規顧客の獲得と既存顧客の取引深耕に取り組み、一貫輸送の更なる受注獲得を目指して精力的に営業活動を展開してまいりました。そして、円安の環境が続く中で、日本からの輸出貨物の集荷にも注力してまいりました。

当連結会計年度では、序盤の上海でのロックダウンの影響と中盤以降は円安進行により一部の顧客で輸入を控える動きもあり、コンテナの取扱量並びに通関受注は前年同期と比較して減少しました。しかしながら、前連結会計年度と比較し、海上運賃が高い水準で推移したことに加え、円安進行が収益拡大の更なる追い風となり、物量等の減少による収益の低下要因を十分に補うことができました。また、DXへの取り組みにも継続して注力する等して業務の効率化を推進し、可能な限りの販売費及び一般管理費の抑制にも努め、利益の創出を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における営業収益は69,463百万円（前年同期比15.9%増）と前年同期を大きく上回りました。また、営業収益が好調に推移したことにより、営業利益は5,288百万円（前年同期比47.7%増）、経常利益は5,605百万円（前年同期比46.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,684百万円（前年同期比55.7%増）といずれも前年同期を大幅に上回ることができました。

セグメント別の経営成績は次の通りであります。

なお、報告セグメントの「中国」では、当連結会計年度において「暖新国際貿易(上海)有限公司」が清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

<日本>

当連結会計年度では、物価上昇や円安の進行により輸入品価格が上昇する中、個人消費を取り巻く環境も依然として厳しさが残る状況となっております。また、上海でのロックダウンは、一時的ではあるものの日中間の国際物流に混乱を招く事態となりました。

このような環境下で、当社グループは、国際貨物輸送のみならず通関や配送までを一貫して請け負える強みを活かし、営業活動に注力するとともに、海外拠点とも密に連携し、顧客へ物流に関連する情報を積極的に提供してまいりました。

当連結会計年度では、コンテナの積載スペースの逼迫状況は改善傾向にあるものの、上海でのロックダウンの影響と円安進行下で輸入貨物の荷動きが鈍化し、海上輸送の取扱コンテナ本数は、輸入で242,407TEU（前年同期比9.3%減）、輸出入合計では258,302TEU（前年同期比7.9%減）と前年同期を下回りました。通関受注件数においても、海上輸送の取扱いが減少したことにより、135,176件（前年同期比7.4%減）と前年同期を下回る推移となりました。

しかしながら、取扱量の最も多い中国航路の海上運賃が前連結会計年度に比べて高い水準で推移し、さらには円安による収益へのプラス効果もあり、営業収益、売上総利益は大きく伸長しました。また、販売費及び一般管理費においては、DXを活用し業務効率化に取り組むとともに、継続してコストの見直しを行い、利益の創出を図ってまいりました。

以上のことから、日本における営業収益は59,963百万円（前年同期比19.3%増）と前年同期を上回り、セグメント利益は、売上総利益が大幅に増加したことに加え、人件費や営業活動における費用の抑制に努めたこと等で4,519百万円（前年同期比45.6%増）となりました。

<中国>

アパレル関連の取扱いは徐々に回復してきているものの未だ力強さを欠く状況にあり、検品・検針等の付帯業務の受注は厳しい環境が続いております。このような中、昨年1月から3月までの累計期間では、日用品や雑貨等の取扱いが堅調であったことから日本向け貨物の取扱量は増加し、中国国内での輸送関連の収益機会も増しました。しかしながら、昨年4月及び5月は上海でのロックダウンの影響から貨物の取扱量が減少し、その後は急激な円安の進行等から日本向け貨物の取扱量が伸びず、中国での収益機会は減ることになりました。

この結果、中国における営業収益は7,957百万円（前年同期比4.7%減）となりましたが、セグメント利益は、収益性の改善効果もあり538百万円（前年同期比38.1%増）となりました。

<その他>

台湾子会社では、円安進行等が影響して日本向け貨物の取扱いが減少したこと、収益機会が減ることとなりましたが、ベトナム子会社では、貨物の取扱量及び収益が安定的に確保でき、またミャンマー子会社では、新型コロナウイルス感染症や政情不安等の影響が和らいだことで収益は回復傾向にあります。さらには、円安に伴う円貨換算額の増加も加わり、営業収益は1,542百万円（前年同期比17.8%増）となり、セグメント利益は230百万円（前年同期はセグメント利益88百万円）となりました。

（注）TEU（Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算）とは、海上コンテナの数量を

表す単位で、20フィートコンテナ1個分を1 TEUと計算します。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、128百万円となりました。これは主に、日本での当社及び子会社の事務所移転に伴う設備工事や当社でのCIS（カーゴ・インフォメーション・サービス）のリニューアルに係る費用並びに子会社での社内ITインフラの再構築に係る費用であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却または売却はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループの運転資金等の必要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金により調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 2019年度 第33期 | 2020年度 第34期 | 2021年度 第35期 | 2022年度 第36期 (当連結会計年度) |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 営 業 収 益 (百万円) | 45,003 | 45,797 | 59,931 | 69,463 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 1,947 | 2,545 | 3,821 | 5,605 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 1,325 | 1,732 | 2,367 | 3,684 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 55.49 | 73.40 | 100.75 | 156.85 |
| 総 資 産 (百万円) | 20,644 | 21,630 | 23,516 | 24,888 |
| 純 資 産 (百万円) | 11,715 | 12,231 | 14,134 | 16,602 |
| 自 己 資 本 比 率 (%) | 54.9 | 55.6 | 59.2 | 65.6 |

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の 出資比率 (%) | 所在国 | 主要な事業内容 |
|------------------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------|---------------------------|
| (連結子会社) | | | | |
| 愛特(香港)有限公司 | 1,700千香港ドル | 100.0 | 中国 (香港) | 国際貨物輸送事業 |
| 上海愛意特国際物流有限公司 | 1,340千米ドル | 100.0 | 中国 (上海) | 国際貨物輸送事業 |
| 台湾愛意特国際物流股份有限公司 | 13,000千台湾ドル | 100.0 | 台湾 (台北) | 国際貨物輸送事業 |
| AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD. | 110億ベトナムドン | 51.0 | ベトナム (ホーチミン) | 国際貨物輸送事業 |
| 日新運輸株式会社 | 200百万円 | 100.0 | 日本 (大阪) | 国際貨物輸送事業 |
| 日一新国際物流(上海)有限公司 | 3,070千米ドル | 100.0 (100.0) | 中国 (上海) | 国際貨物輸送事業 流通加工 |
| NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD. | 1,000,000千 ミャンマー チャット | 55.0 (55.0) | ミャンマー (ヤンゴン) | 国際貨物輸送事業 |
| (持分法適用関連会社) | | | | |
| 青島海新達国際物流有限公司 | 14,444千人民元 | 27.0 (27.0) | 中国 (青島) | 国際貨物輸送事業 流通加工 |
| 蘇州邦達新物流有限公司 | 10,210千人民元 | 49.0 (49.0) | 中国 (蘇州) | 保税物流 |
| 上海邦達新物流有限公司 | 5,000千人民元 | 49.0 (49.0) | 中国 (上海) | 保税物流 |
| 太倉邦達新物流有限公司 | 5,000千人民元 | 49.0 (49.0) | 中国 (太倉) | 保税物流 |
| (その他の関係会社) | | | | |
| 株式会社日立物流 | 16,802百万円 | 被所有 20.1 | 日本 (東京) | ロジスティクス 事業 |
| HTSKホールディングス株式会社 | 5千円 | 被所有 20.1 (20.1) | 日本 (東京) | 商業、商業に 付随関連する 一切の事業 |
| HTSK株式会社 | 5千円 | 被所有 20.1 (20.1) | 日本 (東京) | 商業、商業に 付随関連する 一切の事業 |

- (注) 1. 当社の出資比率の()内は間接所有割合(内数)を示しています。
2. 連結子会社であった「暖新国際貿易(上海)有限公司」は清算終了いたしました。
3. 「株式会社日立物流」は有価証券報告書を提出しております。また、同社は2023年4月1日付で「ロジスティード株式会社」に商号変更されております。
4. HTSKホールディングス株式会社は、2023年4月1日付で「ロジスティードホールディングス株式会社」に商号変更されております。
5. HTSK株式会社は、2023年4月1日付で「ロジスティードグループ株式会社」に商号変更されております。

③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 優先的に対処すべき課題

グローバル化した今日の企業活動の中で、当社グループの主な事業である国際貨物輸送事業は、社会的、経済的に重要であり、大きな役割と責任を負っていると考えております。また、当社グループでは、今般の感染症拡大等、不測の事態が生じて、社員の健康と安全の確保を最優先として、社会生活を支える国際物流、日本の物流を止めないことがグループの企業使命であると認識し、日々変化する状況に対応しながら事業活動に取り組んでおります。

当社グループがおお客様の支持を得て事業を伸展することは、当社グループの企業価値の増大に結びつくだけでなく、物流企業としての社会的使命と責任を果たすことにつながるものであると認識し、特に以下の項目を優先的に対処すべき課題として掲げて、積極的に取り組んでおります。

①グループの持続的成長の実現と収益基盤の強化・拡大

近年、社会環境や事業環境等が目まぐるしく変化する中で、人々の生活様式や社会構造、消費者ニーズは急速に変容を遂げております。また、当社グループのビジネスの主となる海上輸送では、コンテナ不足や積載スペースの逼迫、さらには円安の進行も重なり海上運賃は高騰し、物流コストの増加が重荷となる中で、顧客の物流に対するニーズはより多様化・高度化しております。

この環境下、当社グループでは、国際貨物輸送だけでなく、通関や倉庫保管、配送に加え、検品・検針・加工業務までを一貫して受注することが可能な環境を整え、物流の効率化や合理化、コストの削減、納期の短縮等、顧客のニーズに応えるべく、物流提案を行っております。

このような中、当社グループの業績は、営業努力の積み重ねに加え、海上運賃の高騰といった外部環境の影響もあり、この2年で大きく伸長しました。海上運賃は、2022年の秋口頃から当社グループで最も取扱が多い中国航路の一部でも下落傾向にありますが、当社グループでは、持続的な成長を実現するには、競争優位性をさらに高め、外部環境に左右されないより強固な収益基盤を構築することが重要課題であると認識しています。

当社グループでは、競争力を向上させるためにデジタル戦略を強く推進し、競合他社とのサービスの差別化を図るとともに、顧客の利便性向上に繋がるための施策に取り組み、主力である国際貨物輸送を始め、通関や配送、検品・検針・加工業務といった輸出入の付帯業務の受注増加に注力し、2023年2月期で減少したコンテナ取扱量、通関受注件数をグループで一丸となり回復させ、収益拡大を目指してまいります。また、海外の現地法人や各国の代理店とも連携し、三国間輸送の獲得にも継続して注力するとともに、グローバル物流体制の基盤強化にも取り組んでまいります。さらに、収益性の改善に向けて社内体制やインフラの整備、効率化による様々なコスト削減等にも取り組んでまいります。

そして、今後当社グループが注力すべき分野に精通した企業との提携等も視野に入れ、事業規模のさらなる拡大を図ってまいります。

②人材確保と育成強化

当社グループでは、持続的な事業拡大と中長期的に成長を遂げていくうえで、企業の成長に応じた優秀な人材の確保及び人材育成が重要課題であると考えております。

現在、物流業界でも人手不足の状況が継続する中、採用競争は激しさを増し、適正な人材の確保が困難な状況となっております。特に国際貨物輸送サービスでは、日本国内及び世界各国の物流事情に精通した知識と経験を持つ人材が必要不可欠であり、今後の事業の拡大及び海外展開を加速させる上で、人材確保と育成は、重要な経営課題であり、また当社グループの成長を支える重要な要素であると認識しております。

人材確保には、人材の獲得及び離職の防止の2つの側面が存在しますが、人材の獲得では、即戦力となる人材の獲得を目的とした中途採用及び将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を行っております。離職の防止では、働きがいや働きやすさを感じる職場環境を目指し、エンゲージメントサーベイを活用しております。これらを活用しながら、各種課題の解決に取り組むとともに、より適正な人事評価制度の構築や社員の給与体系などの待遇面の改善も図り、従業員が高いモチベーションを持って働けるよう、環境の整備を行ってまいります。

③内部管理体制の充実と強化

当社グループでは、持続的な成長の維持と企業価値の向上を図るためには、成長を支える組織体制と内部管理体制の強化、そして内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることが必要不可欠であると認識しております。

当社グループは、事業拡大に伴う組織体制の見直しと整備を逐次実施するとともに、監査役と内部監査室の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対するコンプライアンス研修の実施等を通じて、内部管理体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの浸透に取り組んでおります。

今後もこの内部管理体制を有効に機能させることが企業価値をさらに高め、効率的かつ健全な企業経営を実現するものと認識し、より透明性の高い健全な企業経営を目指し、相互牽制の効いた内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

当社グループは、国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(6) 主要な営業所 (2023年2月28日現在)

① 当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|-----------------|
| 本 社 | 大阪市中央区本町二丁目1番6号 |
| 東 京 支 社 | 東京都中央区 |
| 名 古 屋 営 業 所 | 名古屋市中区 |
| 福 岡 営 業 所 | 福岡市博多区 |
| 新 大 阪 事 務 所 | 大阪市淀川区 |

② 子会社等

| 会 社 名 | 所 在 地 |
|------------------------------------|-----------------|
| 愛 特 (香 港) 有 限 公 司 | 中華人民共和国 香港特別行政区 |
| 上 海 愛 意 特 国 際 物 流 有 限 公 司 | 中華人民共和国 |
| 台 湾 愛 意 特 国 際 物 流 股 份 有 限 公 司 | 台湾 |
| AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD. | ベトナム |
| 日 新 運 輸 株 式 会 社 | 大阪市此花区 |
| 日 一 新 国 際 物 流 (上 海) 有 限 公 司 | 中華人民共和国 |
| NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD. | ミャンマー |

(注) 「暖新国際貿易(上海)有限公司」は、清算終了いたしました。

(7) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,152名 | 32名(増) |

(注) 従業員数は就業人員で表示しております。なお、臨時従業員349名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

| 借入先 | 借入残高 |
|-------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,700百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況 (2023年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 53,856,000株
- (2) 発行済株式総数 23,913,600株 (自己株式420,008株を含む。)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 14,007名
- (5) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|-------------|---------|
| 株 式 会 社 エ イ チ ア ン ド ウ イ | 7,139,600 株 | 30.39 % |
| 株 式 会 社 日 立 物 流 | 4,800,000 | 20.43 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 1,413,900 | 6.02 |
| 矢 倉 英 一 | 696,400 | 2.96 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505002 | 615,000 | 2.62 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505224 | 500,000 | 2.13 |
| 馬 上 真 一 | 470,000 | 2.00 |
| 株 式 会 社 シ ー ア ン ド テ ィ ー | 370,000 | 1.57 |
| 野村信託銀行株式会社 (投信口) | 349,400 | 1.49 |
| ピービーエイチ グランジャー ピーク グローバル オポチュニティーズ フアンド | 284,100 | 1.21 |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(420,008株)を控除して計算しております。
2. 株式会社日立物流は、2023年4月1日付で「ロジスティード株式会社」に商号変更されております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年2月28日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|---------|-------|-------------------------------|---|
| 代表取締役社長 | 矢倉英一 | | 日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事長 愛特（香港）有限公司 董事 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事 |
| 常務取締役 | 馬上真一 | | 日新運輸株式会社 代表取締役社長 日一新国際物流（上海）有限公司 董事 NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD. DIRECTOR |
| 取締役 | 大槻信夫 | 大阪通関部・東京通関部・海上業務部・海外（中国・香港）担当 | 日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事 愛特（香港）有限公司 董事 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事 |
| 取締役 | 川峯寛 | 大阪営業部・東京営業部・海外（台湾・ベトナム）担当 | 日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事 愛特（香港）有限公司 董事 台湾愛意特国際物流股份有限公司 監察人 |
| 取締役 | 久林融 | 総合企画部・情報システム部・経理財務部担当 | |
| 取締役 | 神宮司孝 | | 株式会社日立物流（現ロジスティード株式会社）執行役副社長 |
| 取締役 | 成田彦一郎 | | |
| 取締役 | 濱田敏彰 | | 株式会社ベネフィット・ワン 社外取締役（監査等委員） |
| 常勤監査役 | 倉本基洋 | | 日新運輸株式会社 監査役 |
| 監査役 | 西島佳男 | | 西島佳男法律事務所 弁護士 |
| 監査役 | 三村淳司 | | 三村公認会計士事務所 代表 株式会社リライズ・パートナーズ 代表取締役 株式会社アジュバンコスメジャパン社外取締役 アサヒ衛陶株式会社 社外取締役（監査等委員） |

- (注) 1. 取締役神宮司孝氏、成田彦一郎氏及び濱田敏彰氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役西島佳男氏及び三村淳司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役成田彦一郎氏及び濱田敏彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は監査役西島佳男氏及び三村淳司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役三村淳司氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 員 数 | 報 酬 等 の 総 額 |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 8名 (3名) | 149,089千円 (4,299千円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3名 (2名) | 12,934千円 (5,200千円) |
| 合 計 | 11名 | 162,024千円 |

- (注) 1. 上記には、2022年5月24日をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年5月26日開催の第19回定時株主総会決議において年額150,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年5月22日開催の第20回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
5. 上記の報酬等の総額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額25,000千円（取締役5名に対し25,000千円）及び当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額20,650千円（取締役5名に対して19,790千円、監査役1名に対して860千円）が含まれております。
6. 当事業年度における当社取締役の報酬等の額の決定は、株主総会で承認を得た範囲内で、2022年5月24日開催の取締役会において、代表取締役社長の矢倉英一氏に一任する旨の決議をしております。当該委任を行う理由は、当社グループの業績等を勘案しつつ、各取締役の職位や担当する職務内容、職責、役割、各種貢献度評価を総合的に行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。代表取締役は、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその決定を尊重しており、その決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主たる活動状況

| 氏名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---------|--|
| 神 宮 司 孝 | 当事業年度18回開催した取締役会のうち17回に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、国際物流及び企業経営に関する豊富な経験と知見から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 成 田 彦一郎 | 当事業年度18回開催した取締役会のうち18回に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、大手商社での国際物流及び企業経営に関する豊富な経験と知見から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 濱 田 敏 彰 | 社外取締役就任後14回開催した取締役会のうち13回に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、政治や経済等の企業経営を取り巻く様々な事象に関する豊富な経験と知見から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 西 島 佳 男 | 当事業年度18回開催した取締役会のうち18回、17回開催した監査役会のうち17回に出席し、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、検事及び弁護士としての法律全般についての高度な専門知識と経験から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 三 村 淳 司 | 当事業年度18回開催した取締役会のうち17回、17回開催した監査役会のうち16回に出席し、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、公認会計士としての高い専門性及び企業経営者としての豊富な経験と知識から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 27百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

(注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査人の職務の遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人の責任限定契約)

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がなかった場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の子会社のうち、海外子会社の上海愛意特国際物流有限公司及び日一新国際物流(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程を定め、全役職員に法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底させるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
- ② 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、取締役、使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックし、不正の防止・発見及びその改善を行う。また、監査の結果を速やかに代表取締役社長に報告するとともに、当社監査役（以下単に「監査役」という。）との意見交換により、内部統制における監視機能としての役割を果たす。
- ③ 監査役は、取締役会において各取締役からの職務の執行状況について報告を受けるとともに、会社の決議事項のプロセス・内容が法令・定款に基づき適合しているかを確認する。また、定期的な監査の実施によって、取締役の業務執行の妥当性・適法性をチェックし、必要に応じて改善・助言又は勧告する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取る。
- ⑤ 財務報告を法令等に従って適正に行うことの重要性を認識し、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、内部監査室が定期的に監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の管理については、関係会社管理規程に基づく。
- ② 関係会社管理規程に定める関係会社の担当取締役は、定期的の子会社の幹部会に出席し、子会社の経営状況の把握と問題点の協議を行い、子会社に損失の発生の恐れがある場合には、その損失の内容、程度及び当社に与える影響等について、当社の取締役会に報告する。
- ③ 関係会社管理規程に定める関係会社の担当取締役は、監査役及び内部監査室との連携を密にし、子会社の管理体制を監査するとともに、その監査結果を当社の取締役会に報告する。
- ④ 監査役が、グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。

- ⑤ グループ内の会社間取引については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役から子会社の取締役等を選任する。選任された当該取締役は定期的に子会社の取締役会に出席する。また、子会社も含めたグループ全体における業績の管理を行う。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、取締役と監査役の意見交換のうえ、監査役補助者を決定する。
- (7) **監査役補助者の取締役からの独立性及び監査役は監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役補助者は、業務執行上、監査役以外の何れの指揮命令系統にも属さず、監査役より必要な命令を受けて業務を行うものとし、その人事異動、評価等については、監査役全員の協議のうえ決定するものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- (8) **取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
① 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は、監査役の要請に応じて報告、情報の提供を行い、関係書類の閲覧に応じる。
② 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や法令等に違反する事実を発見した場合は、監査役に報告する。
③ 取締役及び子会社の取締役等は、経営上の重要事項を、適時、監査役に報告する。
④ 監査役は、取締役会等、重要な会議に出席する。
- (9) **上記監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制**
内部通報者の保護に関しては、コンプライアンス規程に定める。
- (10) **監査役は職務執行について生じる費用（以下「監査費用」という。）の前払い又は償還の手続き、その他の監査費用の処理にかかる方針に関する事項**
監査費用につき監査計画に応じて予算化し、その他監査費用についても合理的な費用は当社の負担とし、経理規程に従い処理する。
- (11) **その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査役は重要な会議に出席し助言と提言を行うほか、重要書類の閲覧を行い業務執行状況及び内部統制状況の監査を行う。また、取締役との意思疎通に努め、特に代表取締役社長とは、定期的な意見交換を行うとともに、監査法人との定期的な情報交換と内部監査室との連携を図り、監査の実効性向上と監査精度の向上に努める。

7. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社及び関係会社は、適切な内部統制やリスク管理体制を整備し、その運用状況を内部監査室がモニタリングする実効性のある内部監査を実施しております。また、内部監査室は、経営者を支援するだけでなく、他の監査・監督機関と連携することなどを通じて、より幅広くコーポレート・ガバナンスの品質向上に貢献する役割・責務を果たしております。

(2) 取締役及び使用人の職務執行について

取締役会規程やその他社内規程を整備し、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程に則って行動するよう徹底しております。また、当社は、当事業年度において取締役会を18回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督及び活発な意見交換を行い、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

(3) 監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度に18回開催された取締役会及び17回開催された監査役会に出席し、適宜助言・提言を行い、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保しております。また、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(4) 当社子会社における業務の適正の確保について

関係会社管理規程に基づき、当社取締役会に各子会社の重要な経営情報が適宜報告されております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-------------|---------------|----------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 21,048 | 流動負債 | 6,594 |
| 現金及び預金 | 15,374 | 買掛金 | 2,679 |
| 受取手形 | 8 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,700 |
| 電子記録債権 | 306 | 未払法人税等 | 1,051 |
| 売掛金 | 3,845 | 賞与引当金 | 442 |
| 立替金 | 1,263 | 役員賞与引当金 | 37 |
| その他 | 284 | その他 | 684 |
| 貸倒引当金 | △33 | 固定負債 | 1,691 |
| 固定資産 | 3,840 | 繰延税金負債 | 422 |
| 有形固定資産 | 606 | 役員退職慰労引当金 | 182 |
| 建物及び構築物 | 138 | 退職給付に係る負債 | 681 |
| 機械装置及び運搬具 | 138 | その他 | 404 |
| リース資産 | 281 | 負債合計 | 8,286 |
| その他 | 46 | 純資産の部 | |
| 無形固定資産 | 2,406 | 株主資本 | 15,476 |
| のれん | 652 | 資本金 | 271 |
| 顧客関連資産 | 1,579 | 資本剰余金 | 5,274 |
| その他 | 174 | 利益剰余金 | 10,323 |
| 投資その他の資産 | 826 | 自己株式 | △392 |
| 投資有価証券 | 551 | その他の包括利益累計額 | 842 |
| 繰延税金資産 | 29 | その他有価証券評価差額金 | 14 |
| その他 | 277 | 為替換算調整勘定 | 832 |
| 貸倒引当金 | △31 | 退職給付に係る調整累計額 | △4 |
| | | 非支配株主持分 | 283 |
| | | 純資産合計 | 16,602 |
| 資産合計 | 24,888 | 負債純資産合計 | 24,888 |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|-------|--------|
| 営業収益 | | 69,463 |
| 営業原価 | | 58,221 |
| 売上総利益 | | 11,242 |
| 販売費及び一般管理費 | | 5,953 |
| 営業利益 | | 5,288 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 36 | |
| 持分法による投資利益 | 186 | |
| 為替差益 | 62 | |
| その他の | 48 | 333 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 15 | |
| その他の | 1 | 16 |
| 経常利益 | | 5,605 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 41 | |
| 関係会社清算益 | 7 | |
| その他の | 4 | 53 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 24 | |
| 事業構造改革費用 | 25 | |
| その他の | 0 | 49 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 5,609 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,789 | |
| 法人税等調整額 | 26 | 1,816 |
| 当期純利益 | | 3,793 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 108 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 3,684 |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：百万円)

| 項目 | 株主資本 | | | | |
|---------------------------|------|-------|--------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 271 | 5,274 | 8,189 | △392 | 13,341 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,550 | | △1,550 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 3,684 | | 3,684 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | - | 2,134 | △0 | 2,134 |
| 当期末残高 | 271 | 5,274 | 10,323 | △392 | 15,476 |

| 項目 | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|--------------|----------|--------------|---------------|---------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 9 | 586 | △5 | 589 | 202 | 14,134 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △1,550 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 3,684 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 5 | 246 | 0 | 252 | 81 | 334 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 5 | 246 | 0 | 252 | 81 | 2,468 |
| 当期末残高 | 14 | 832 | △4 | 842 | 283 | 16,602 |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

愛特(香港)有限公司、上海愛意特国際物流有限公司、台湾愛意特国際物流股份有限公司、AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD.、日新運輸株式会社、日一新国際物流(上海)有限公司、NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD.

暖新国際貿易(上海)有限公司は、当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 4社

青島海新達国際物流有限公司、蘇州邦達新物流有限公司、上海邦達新物流有限公司、太倉邦達新物流有限公司

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、愛特(香港)有限公司、上海愛意特国際物流有限公司、台湾愛意特国際物流股份有限公司、AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD.、日一新国際物流(上海)有限公司の5社の決算日は、12月31日であります。

NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD.の決算日は3月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、12月末日に仮決算を実施しております。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

2. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

- a. 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。
- b. 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。
- c. 2016年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。

建物以外

- a. 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。
- b. 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。

連結国内子会社は、定額法を採用しております。また、在外子会社については、主として見積耐用年数に基づいた定額法によっております。

なお、主な耐用年数は2年～34年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、IFRS適用子会社については、IFRS第16号「リース」（以下、IFRS第16号）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを資産及び負債として計上しており、資産に計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

当社は、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、国際貨物輸送（船舶・航空機・自動車等の輸送手段を利用した国際貨物の輸送）とこれらに付帯する輸出入通関等、並びに検品・検針・加工業務といった輸出入の付帯業務や物流の管理・運営を行う3PL（サードパーティー・ロジスティクス）業を合わせた国際貨物輸送事業を行っております。

国際貨物輸送事業では、主にアパレル関連製品や日用雑貨等の国際間の輸送や海外での輸送、輸出入通関業務や国内配送の手配を行っております。これらは、原則として各種の役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しておりますが、国際間の海上貨物輸送や航空貨物輸送等の一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、輸送に掛る見積日数に対する経過日数の割合によって算出しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益として認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（10年）にわたり均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。

また、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の営業収益及び損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(会計上の見積りに関する注記)

のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | 当連結会計年度 |
|--------|----------|
| のれん | 652百万円 |
| 顧客関連資産 | 1,579百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、2020年2月期において日新運輸株式会社の株式を100%取得し、取得原価の配分を行っており、当該取得原価の配分により、のれん及び顧客関連資産が計上されております。当社は、日新運輸株式会社及びその子会社の損益実績及び事業計画を用いて減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある場合には減損損失を認識するかどうかの判定を行っておりますが、当連結会計年度においては、上記ののれん及び顧客関連資産について減損の兆候は識別されていません。

減損の兆候の判定に用いた利益計画には不確実性があり、翌連結会計年度以降において、事業計画と損益実績に乖離が生じることにより上記ののれん及び顧客関連資産について減損の兆候が識別された場合には、減損損失の計上の可能性があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1,518百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

23,913,600株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------------|------|-----------------|----------------------|------------|-------------|
| 2022年5月24日 定時株主総会 (注) | 普通株式 | 845 | 36.00 | 2022年2月28日 | 2022年5月25日 |
| 2022年10月12日 取締役会 | 普通株式 | 704 | 30.00 | 2022年8月31日 | 2022年10月28日 |

(注) 1株当たり配当額36円には、上場15周年記念配当7円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定 | 種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当金の 原 資 | 1株当たりの 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------|-----------------|-------------|----------------------|------------|------------|
| 2023年5月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,174 | 利益剰余金 | 50.00 | 2023年2月28日 | 2023年5月24日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について親会社が管理する方針であります。基本的には「有価証券運用規程」に則り、原則として安全かつ確実に効率のよい投資対象にのみ行うものとしております。

余剰資金は、流動性の高い金融商品、一定以上の格付けを保有する発行体の債券等安全性の高い金融商品、業務上の関係を有する企業の株式等に投資しております。資金調達においては、原則として自己資金で賄い必要に応じて銀行借入を行う方針であります。また、デリバティブ取引は、為替及び金利の変動リスクを回避する目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権、並びに立替金には為替の変動リスクがあります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の取引関係を有する企業の株式であります。営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日となっております。また、外貨建て営業債務には為替の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「与信管理規程」に従い、営業債権、並びに立替金の責任者を営業部担当役員とする体制のもと、営業部門は取引先毎に営業債権、並びに立替金の残高及び回収管理を行うとともに、信用調査機関を利用して取引先の信用状況を定期的に確認し、業績及び財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握に努めております。また、回収懸念の生じた取引先についてはファクタリングを活用し、営業債権の保全に努めております。さらに、経理財務部門においては回収状況を常にチェックし、問題がある場合は都度営業部門に対して督促を行っております。

また、満期保有目的の債券は、一定以上の格付けを持つ債券のみを選定しており、信用リスクは僅少であります。購入に際しては、金融資産運用のリスクを軽減するため、「有価証券運用規程」に基づき金融商品の取得上限を定めるとともに、財務担当者及びその上長、代表取締役の審査を行っております。

これらは、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引しているため、信用リスクは殆ど無いものと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て営業債権債務については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に金融商品の時価や発行体（取引先企業）の経営状態、財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

これらは、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については為替予約取引のみで、その他デリバティブ取引は行っておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、グループ傘下の子会社を含め、親会社で資金の管理を実施しております。各社の事業計画及びその実績に基づき、資金の流動性が確保されるように管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|---------|---------------------|--------------|--------------|
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 55 | 55 | — |
| 資産計 | 55 | 55 | — |

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「立替金」、「買掛金」及び「1年内返済予定の長期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|---------------------|
| 非上場株式 | 495 |

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) |
|--------|---------------|----------------------|-----------------------|
| 現金及び預金 | 15,374 | — | — |
| 受取手形 | 8 | — | — |
| 電子記録債権 | 306 | — | — |
| 売掛金 | 3,845 | — | — |
| 立替金 | 1,263 | — | — |
| 合計 | 20,797 | — | — |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---------|---------|------|------|----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 55 | — | — | 55 |
| 資産計 | 55 | — | — | 55 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

投資有価証券は株式であり、時価は取引所の価格によるものです。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注2) | 合計 | 調整額 | 連結 計算書類 計上額 |
|----------------------------|---------|------------|--------|-------------|--------|--------|-------------------|
| | 日本 | 中国 (注1) | 計 | | | | |
| 営業収益 | | | | | | | |
| 顧客との契約から 生じる収益 | 59,841 | 7,957 | 67,799 | 1,542 | 69,342 | — | 69,342 |
| その他の収益 | 121 | — | 121 | — | 121 | — | 121 |
| 外部顧客に対する 営業収益 | 59,963 | 7,957 | 67,920 | 1,542 | 69,463 | — | 69,463 |
| セグメント間の 内部営業収益 又は振替高 | 112 | 5,710 | 5,822 | 695 | 6,518 | △6,518 | — |
| 計 | 60,075 | 13,667 | 73,743 | 2,238 | 75,982 | △6,518 | 69,463 |

(注1)「中国」の区分は、中国及び香港の現地法人です。

(注2)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、台湾、ベトナム及びミャンマーの現地法人です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産の残高なく、また契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 694円61銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 156円85銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

資本準備金の額の減少及び資本金の額の増加

当社は、2023年4月18日開催の取締役会において、2023年5月23日開催予定の定時株主総会に、「資本準備金の額の減少及び資本金の額の増加の件」について付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少及び資本金の額の増加の目的

資本金を充実させ、当社の財務基盤を強化することにより、経営健全性を維持向上させ、さらなる成長を図るため、資本準備金の額の減少を行い、その全額を資本金に組み入れます。

2. 資本準備金の額の減少及び資本金の額の増加の要領

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 5,275,185,701円(2023年2月28日現在)のうち、228,859,689円を減少します。

(2) 資本準備金の額の減少方法

会社法第448条第1項に基づき、資本準備金の額を減少します。

したがって、資本金につきましては、271,140,311円から500,000,000円となります。

3. 資本準備金の額の減少及び資本金の額の増加の日程(予定)

| | |
|-------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2023年4月18日 |
| (2) 株主総会決議日 | 2023年5月23日(予定) |
| (3) 効力発生日 | 2023年5月23日(予定) |

4. 今後の見通し

本件は、業績に与える影響はありません。

なお、上記内容につきましては、2023年5月23日開催予定の当社定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-------------|---------------|----------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 9,411 | 流動負債 | 2,428 |
| 現金及び預金 | 7,196 | 買掛金 | 1,207 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,717 | 未払金 | 81 |
| 前渡金 | 21 | 未払費用 | 32 |
| 前払費用 | 37 | 未払法人税等 | 754 |
| 立替金 | 435 | 預り金 | 111 |
| その他の他 | 15 | 賞与引当金 | 205 |
| 貸倒引当金 | △12 | 役員賞与引当金 | 25 |
| 固定資産 | 5,851 | その他の他 | 9 |
| 有形固定資産 | 59 | 固定負債 | 680 |
| 建物 | 42 | 退職給付引当金 | 491 |
| 工具、器具及び備品 | 16 | 役員退職慰労引当金 | 147 |
| その他の他 | 1 | その他の他 | 41 |
| 無形固定資産 | 111 | 負債合計 | 3,109 |
| その他の他 | 111 | 純資産の部 | |
| 投資その他の資産 | 5,681 | 株主資本 | 12,153 |
| 関係会社株式 | 5,260 | 資本金 | 271 |
| 繰延税金資産 | 325 | 資本剰余金 | 5,275 |
| その他の他 | 94 | 資本準備金 | 5,275 |
| | | 利益剰余金 | 7,000 |
| | | 利益準備金 | 2 |
| | | その他利益剰余金 | 6,997 |
| | | 繰越利益剰余金 | 6,997 |
| | | 自己株式 | △392 |
| | | 純資産合計 | 12,153 |
| 資産合計 | 15,263 | 負債純資産合計 | 15,263 |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|-------|--------|
| 営業収益 | | 41,823 |
| 営業原価 | | 36,653 |
| 売上総利益 | | 5,169 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,614 |
| 営業利益 | | 3,555 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 815 | |
| その他の | 28 | 844 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 150 | 150 |
| 経常利益 | | 4,249 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 21 | 21 |
| 税引前当期純利益 | | 4,228 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,167 | |
| 法人税等調整額 | △23 | 1,144 |
| 当期純利益 | | 3,084 |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：百万円)

| 項目 | 株主資本 | | | | | |
|-------------|------|-----------|-----------------|-----------|-----------------------------|-----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益 剰余金 合計 |
| 当 期 首 残 高 | 271 | 5,275 | 5,275 | 2 | 5,463 | 5,466 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △1,550 | △1,550 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 3,084 | 3,084 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - | 1,533 | 1,533 |
| 当 期 末 残 高 | 271 | 5,275 | 5,275 | 2 | 6,997 | 7,000 |

| 項目 | 株主資本 | | 純資産合計 |
|-------------|------|--------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 当 期 首 残 高 | △392 | 10,620 | 10,620 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | △1,550 | △1,550 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,084 | 3,084 |
| 自己株式の取得 | △0 | △0 | △0 |
| 事業年度中の変動額合計 | △0 | 1,533 | 1,533 |
| 当 期 末 残 高 | △392 | 12,153 | 12,153 |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

① 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。

② 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。

③ 2016年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。

建物以外

① 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。

② 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3年～15年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、国際貨物輸送（船舶・航空機・自動車等の輸送手段を利用した国際貨物の輸送）とこれらに付帯する輸出入通関等、並びに検品・検針・加工業務といった輸出入の付帯業務や物流の管理・運営を行う 3PL（サードパーティー・ロジスティクス）業を合わせた国際貨物輸送事業を行っております。

国際貨物輸送事業では、主にアパレル関連製品や日用雑貨等の国際間の輸送や海外での輸送、輸出入通関業務や国内配送の手配を行っております。これらは、原則として各種の役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しておりますが、国際間の海上貨物輸送や航空貨物輸送等の一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、輸送に掛る見積日数に対する経過日数の割合によって算出しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね 3 ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の営業収益及び損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。1株当たり情報に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 5,260百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については市場価格がないことから、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。なお、一部の子会社は、超過収益力を反映した実質価額により判定しております。

関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を勘案したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断しております。回復可能性がないと判断された関連会社の株式は帳簿価額を実質価額まで減額し、評価差額は当事業年度の損失として計上することとしております。

当事業年度においては、実質価額が著しく低下した関係会社が存在しないため、関係会社株式評価損の計上は行っておりませんが、将来の不確実な経済条件の変動等によって当該関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性の検討の結果、損失の計上が必要となる場合があり、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 114百万円

2. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

日新運輸株式会社 1,700百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 11百万円

短期金銭債務 233百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 83百万円

営業原価 4,213百万円

販売費及び一般管理費 21百万円

営業取引以外の取引高 817百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式(株) | 419,975 | 33 | — | 420,008 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式買取りによる増加 33株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 40百万円

貸倒引当金 3百万円

賞与引当金 62百万円

退職給付引当金 150百万円

役員退職慰労引当金 45百万円

その他 27百万円

繰延税金資産合計 330百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △5百万円

繰延税金負債合計 △5百万円

繰延税金資産の純額 325百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称 | 議決権等 の所有(被 所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科 目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|-----------------------|------------------------|---|-----------------|---------------|-----|---------------|
| 子会社 | 上海愛意特 国際物流有 限公司 | 直接 100.0% | 中国華北・華東 地区における貨 物輸送業務の委 託・受託 役員兼任3名 | 輸送業務の 委託(注1) | 3,678 | 買掛金 | 200 |
| | | | | 配当の受取 | 640 | — | — |
| 子会社 | 日新運輸㈱ | 直接 100.0% | 債務保証 役員兼任5名 | 債務保証 (注2) | 1,700 | — | — |

取引条件及び取引価格の決定方針等

- (注) 1. 子会社との貨物輸送に関する仕入・販売価格につきましては、市場価格を勘案して一般取引条件と同様決定しております。
2. 銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受領は行っておりません。
3. 役員の兼務等については、2023年2月28日現在で記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 517円33銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 131円28銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表の(重要な後発事象に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

株式会社エーアイティー
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 坂東和宏
業務執行社員
代表社員 公認会計士 武藤元洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エーアイティーの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアイティー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

株式会社エーアイティー
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 坂東 和宏
業務執行社員
代表社員 公認会計士 武藤 元洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エーアイティーの2022年3月1日から2023年2月28日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月18日

株式会社エーアイティー 監査役会

| | | |
|-------|-------|---|
| 常勤監査役 | 倉本 基洋 | ㊟ |
| 社外監査役 | 西島 佳男 | ㊟ |
| 社外監査役 | 三村 淳司 | ㊟ |

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたく存じます。

(期末配当に関する事項)

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円

総額 1,174,679,600円

なお、中間配当金として1株当たり金30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり金80円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年5月24日といたしたく存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の普通株式数 |
|--|---|---|--------------|
| 1 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任</div> やぐら ひでかず 矢倉 英一 (1948年9月8日生) | 1973年4月 浅川組運輸㈱ 入社 1976年7月 アトラス複合輸送㈱ (現伊藤忠ロジスティクス㈱) 入社 1995年4月 当社代表取締役社長 (現任) 1996年6月 愛特 (香港) 有限公司 董事 (現任) 2017年1月 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事 (現任) 2017年8月 上海愛意特国際物流有限公司 董事長 (現任) 2019年3月 日新運輸㈱ 取締役 (現任) | 696,400株 |
| 【取締役候補者とした理由】 当社の創業者であり、代表取締役社長としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の 普通株式数 |
|--|---|--|------------------|
| 2 | 重任 <small>まがみ しんいち</small> 馬上 真一 (1968年4月27日生) | 1993年4月 伊藤忠エクスプレス(株)(現伊藤忠ロジスティクス(株)) 入社 1996年3月 当社入社 1997年12月 当社取締役 2009年3月 当社常務取締役(現任) 2019年6月 日新運輸(株) 代表取締役社長(現任) 2019年6月 日一新国際物流(上海)有限公司 董事長 2020年10月 NISSHIN(MYANMAR) CO., LTD. DIRECTOR(現任) 2022年1月 日一新国際物流(上海)有限公司 董事(現任) | 470,000株 |
| 【取締役候補者とした理由】 当社の常務取締役及び日新運輸(株)の代表取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。 | | | |
| 3 | 重任 <small>おおつき のぶお</small> 大槻 信夫 (1972年2月8日生) | 1995年4月 住友特殊金属(株) 入社 1998年2月 当社入社 2009年3月 当社大阪営業部長 2014年9月 愛特(香港)有限公司 董事(現任) 2016年3月 当社執行役員タイ・ベトナム・インドネシア担当 2016年5月 当社取締役 2017年1月 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事(現任) 2019年3月 日新運輸(株) 取締役(現任) 2019年3月 上海愛意特国際物流有限公司 董事(現任) 2021年9月 当社取締役 大阪通関部・東京通関部・海上業務部・海外(中国・香港)担当(現任) | 109,000株 |
| 【取締役候補者とした理由】 当社の営業部長、海外子会社の董事、執行役員及び取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の 普通株式数 |
|---|---|---|------------------|
| 4 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任</div> <small>かわみね ひろし</small> 川峯 寛 (1971年7月21日生) | 1994年4月 (有)アスター 入社 2000年6月 当社入社 2007年3月 当社東京営業部長 2009年6月 愛特(香港)有限公司 董事 2012年3月 当社東京営業部長 2016年3月 当社執行役員東京営業部長 2019年3月 当社執行役員東京通関部担当 2019年5月 当社取締役 2020年5月 日新運輸㈱ 取締役(現任) 2020年5月 上海愛意特国際物流有限公司 董事(現任) 2020年5月 愛特(香港)有限公司 董事(現任) 2020年5月 台湾愛意特国際物流股份有限公司 監察人(現任) 2021年9月 当社取締役 大阪営業部・東京営業部・海外 (台湾・ベトナム)担当(現任) | 117,700株 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【取締役候補者とした理由】 当社の営業部長、海外子会社の董事、執行役員及び取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。 </div> | | | |
| 5 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任</div> <small>ひさばやし とおる</small> 久林 融 (1961年2月21日生) | 1984年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 1990年6月 Prominent Apparel Limited Hong Kong へ出向 Middle East Department Manager 1997年10月 TTL Industries Public Company Limited へ出向 Executive Director 2005年4月 Prominent Apparel Limited Hong Kong へ出向 Dhaka Liaison Office General Manager 2008年4月 伊藤忠商事㈱ダック事務所 所長 2011年4月 同社繊維カンパニーテキスタイル・製品部 部長代行 2012年10月 ユニー㈱へ出向 衣料本部商品開発部 チーフバイヤー 2015年10月 伊藤忠商事㈱カラチ事務所 所長 2019年4月 ITOCHU Middle East FZEへ出向 COO 2020年9月 当社入社 顧問 2021年5月 当社取締役 2022年3月 当社取締役 総合企画部・情報システム部・ 経理財務部担当(現任) | 300株 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【取締役候補者とした理由】 大手商社での国内外での勤務及び当社の取締役としての任務を通じて、当社グループが行う事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。 </div> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の普通株式数 |
|--|---|---|--------------|
| 6 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任</div> じんぐうじ たかし 神宮司 孝 (1955年10月13日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> | 1979年4月 日立運輸東京モノレール(株) (現ロジスティード(株)) 入社 2013年4月 同社執行役専務 2015年6月 (株)日立物流バンテックフォワードディング (現ロジスティードエクスプレス(株)) 代表取締役社長 2016年6月 (株)日立物流 (現ロジスティード(株)) 取締役 2019年3月 当社取締役 (現任) 2019年4月 (株)日立物流 (現ロジスティード(株)) 代表執行役 執行役副社長 2022年4月 同社執行役副社長 2023年3月 同社副社長執行役員 (現任) | — |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 (株)日立物流 (現ロジスティード(株)) の代表執行役副社長、(株)日立物流バンテックフォワードディング (現ロジスティードエクスプレス(株)) の代表取締役社長及び当社の取締役としての任務を通じて、当社グループが行う事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者といたしました。 | | | |
| 7 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任</div> なりた ひこいちろう 成田 彦一郎 (1957年6月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> | 1981年4月 伊藤忠商事(株) 入社 2000年4月 上海伊藤忠商事有限公司へ出向 繊維部長 2002年4月 伊藤忠繊維貿易(中国)有限公司へ出向 2007年4月 伊藤忠商事(株) 名古屋支社 繊維部長 2009年4月 同社福井支店長 2013年4月 大建工業(株)へ出向 2013年4月 大建工業(寧波)有限公司 董事長 2013年4月 大建阿美昵体(上海)商貿有限公司 董事長 2015年4月 大建工業(株)へ転籍 執行役員 2021年5月 当社取締役 (現任) | — |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大手商社での国際物流に関する豊富な経験と企業経営に関する知見があり、今後も当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者となりました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の 普通株式数 |
|--|--|-------------------------------|------------------|
| 8 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任</div> はまだ としあき 濱田 敏彰 (1955年4月23日生) <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外</div> | 1979年4月 大蔵省 入省 | — |
| | | 1996年7月 日本貿易振興会コペンハーゲン事務所長 | |
| | | 2001年1月 財務省理財局 計画官 | |
| | | 2002年7月 経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課長 | |
| | | 2007年7月 財務省大阪税関長 | |
| | | 2010年7月 総務省消防庁 審議官 | |
| | | 2011年7月 総務省大臣官房 審議官 | |
| | | 2012年8月 財務省大臣官房 政策評価審議官 | |
| | | 2014年7月 財務省国税庁税務大学 校長 | |
| | | 2015年7月 財務省 退官 | |
| | | 2017年6月 (株)ベネフィット・ワン 社外取締役 | |
| 2019年6月 同社 社外取締役(監査等委員)(現任) | | | |
| 2022年5月 当社取締役(現任) | | | |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 日本貿易振興会コペンハーゲン事務所長、財務省理財局計画官、大阪税関長、財務省大臣官房政策評価審議官等を歴任し、政治や経済等の企業経営を取り巻く様々な事象に関する知見を有しており、その豊富な経験・知識に基づき、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者といたしました。 | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 神宮司孝氏、成田彦一郎氏及び濱田敏彰氏は、社外取締役候補者であります。
3. 神宮司孝氏は、過去において当社の非業務執行者であったことがあります。
4. 当社は、神宮司孝氏、成田彦一郎氏及び濱田敏彰氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、成田彦一郎氏及び濱田敏彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任され社外取締役として就任した場合、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
6. 本総会終結時における社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、神宮司孝氏が1年、成田彦一郎氏が2年、濱田敏彰氏が1年であります。
7. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2023年2月28日現在の状況を記載しております。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年5月26日開催の第19回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、取締役の役割・責務の増大及びコーポレートガバナンスの強化に伴う取締役会の構成の変化等を考慮して、取締役の報酬額を年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）と改めさせていただきますと存じます。また、取締役の報酬額には、従来通り使用人給与は含めないものとしたいと存じます。

本議案は、当社の業績の伸長、事業規模の拡大、現在の取締役員数、役員報酬の支給水準等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決された場合も同数となります。

第4号議案 資本準備金の額の減少及び資本金の額の増加の件

資本金を充実させ当社の財務基盤を強化することにより、経営健全性を維持向上させ、さらなる成長を図るため、資本準備金の額の減少を行い、その全額を資本金に組み入れさせていただきたいと存じます。

1. 減少する資本準備金の額

資本準備金 5,275,185,701円(2023年2月28日現在)のうち、228,859,689円

2. 増加する資本金の額 228,859,689円

3. 効力発生日 2023年5月23日

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるひびき監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任となります。つきましては、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人の候補者は次のとおりであります。

1. SCS国際有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由

当社の事業規模に応じた機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人としての独立性及び専門性並びに監査報酬の水準などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したため。

2. 会計監査人候補者の名称等

(2023年3月31日現在)

| | | | |
|-------|-------------------------------|----------------------|-----|
| 名 称 | SCS国際有限責任監査法人 | | |
| 事 務 所 | 主たる事務所 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館4階 | | |
| 沿 革 | 2009年4月 | SCS国際有限責任監査法人を設立 | |
| | 2009年5月 | 有限責任監査法人登録簿への登録(第6号) | |
| | 2017年11月 | 上場会社監査事務所名簿登録 | |
| 概 要 | 資本金 | 8百万円 | |
| | 構成人員 | 公認会計士(非常勤含む) | 23名 |
| | | その他の職員 | 4名 |
| | | 合 計 | 27名 |

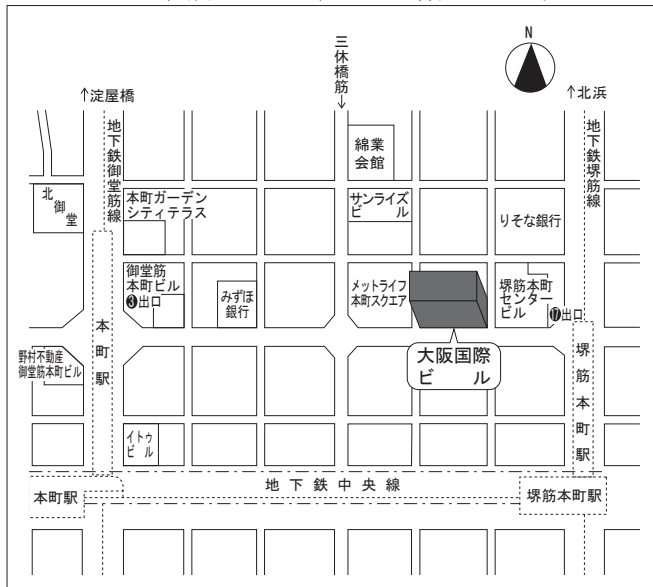
(注) SCS国際有限責任監査法人が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同監査法人との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町二丁目 3 - 13

大阪国際ビルディング17階 1705号室



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅③番出口
東へ徒歩7分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑱番出口
西へ徒歩1分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様におかれましては、当日のご来場はなるべくお控えいただきたくお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、郵送又はインターネットで行っていただきたく併せてお願い申し上げます。

※株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。